



第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

氏名 (被相続人又は受贈者)	
-------------------	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

会社名	E01					本店所在地	H04					
代表者氏名	H07					事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分			業種番号	取引金額の構成比 (%)	
課税時期	N01	元号	年	月	日		E02	G01		C01		
直前期	自	N02					E03	G02		C02		
	至	N03					E04	G03		C03		

1. 株主及び評価方式の判定

※ 「判定基準」及び「判定」欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。

判定要素(課税時期現在)の株式等所有状況	氏名又は名称		役職	会社における役職名		① 株式数(株)	② 未分割の株式の株式数(株)	
	続柄コード	続柄	株式種類コード	株式の種類		③ 議決権数(個)	④ 議決権割合(③/⑥)(%)	
課税時期現在)の株式等所有状況	E05		G04		E06	G06	G07	
	納税義務者		G05		E07	G08	G09	
	E08		G11		E10	G13	G14	
	G10	E09	G12		E11	G15	G16	
	E12		G18		E14	G20	G21	
	G17	E13	G19		E15	G22	G23	
	E16		G25		E18	G27	G28	
	G24	E17	G26		E19	G29	G30	
	E20		G32		E22	G34	G35	
	G31	E21	G33		E23	G36	G37	
	自己株式の株式数						G38	
	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数						① 議決権数 G39	② 議決権割合(①/⑥) G40
	筆頭株主グループの議決権の合計数						③ 議決権数 G41	④ 議決権割合(③/⑥) G42
評価会社の発行済株式又は議決権の総数						⑤ 発行済株式数 G43	議決権割合 100	
						⑥ 議決権の総数 C04		

納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(②の割合)を基として、区分します。

判定基準	区分	筆頭株主グループの議決権割合(④の割合)				株主の区分	
		50%超の場合	30%以上50%以下の場合	30%未満の場合			
②の割合	G44	50%超	G46	30%以上	G48	15%以上	同族株主等
	G45	50%未満	G47	30%未満	G49	15%未満	同族株主等以外の株主

判定	G50	同族株主等(原則的評価方式等)	G51	同族株主等以外の株主(配当還元方式)
「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(③の割合)が5%未満の者の評価方式は、第1表の2「2.少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。				



第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

会社名	
-----	--

1. 株主及び評価方式の判定（続）

氏名又は名称	役職	会社における役職名	① 株式数(株)		② 未分割の株式の株式数(株)	
			株式種類	株式の種類	議決権数(個)	議決権割合(⑤/⑥)(%)
E01	G02	E03	G04	G05		
G01	E02	G03	E04	G06	G07	
E05	G09	E07	G11	G12		
G08	E06	G10	E08	G13	G14	
E09	G16	E11	G18	G19		
G15	E10	G17	E12	G20	G21	
E13	G23	E15	G25	G26		
G22	E14	G24	E16	G27	G28	
E17	G30	E19	G32	G33		
G29	E18	G31	E20	G34	G35	
E21	G37	E23	G39	G40		
G36	E22	G38	E24	G41	G42	
E25	G44	E27	G46	G47		
G43	E26	G45	E28	G48	G49	
E29	G51	E31	G53	G54		
G50	E30	G52	E32	G55	G56	
E33	G58	E35	G60	G61		
G57	E34	G59	E36	G62	G63	
E37	G65	E39	G67	G68		
G64	E38	G66	E40	G69	G70	
E41	G72	E43	G74	G75		
G71	E42	G73	E44	G76	G77	
E45	G79	E47	G81	G82		
G78	E46	G80	E48	G83	G84	
E49	G86	E51	G88	G89		
G85	E50	G87	E52	G90	G91	

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

判定要素(課税時期)現在の株式等所有状況

(令和六年一月一日以降用)



第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)

会社名	
-----	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	2. 少数株式所有者の評価方式の判定															
	※ 「判定要素」欄の㊸から㊻及び「判定」欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。															
	氏名		E01													
	㊸ 役員		G01		である (原則的評価方式等)		G02		でない (次の㊹へ)							
	㊹ 納税義務者が中心的な同族株主		G03		である (原則的評価方式等)		G04		でない (次の㊻へ)							
	㊻ 納税義務者以外に中心的な同族株主 (又は株主)		G05		がいない (原則的評価方式等)		G06		がいる (配当還元方式)							
	中心的な同族株主 (又は株主) がいる場合は、その同族株主 (又は株主) の氏名															
	判定		G07		原則的評価方式等		G08		配当還元方式							
	3. 会社の規模 (Lの割合) の判定															
	※ 「判定基準」及び「判定」欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。															
項目		金額 (千円)				項目				人数						
直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		G09				㊼ 継続勤務従業員数				G10		人				
						㊽ 継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数				G11		時間				
直前期末以前1年間の取引金額		G12				㊾ (㊼/1, 800時間)				C01		人				
						㊿ 直前期末以前1年間における従業員数 (㊼+㊾)				C02		人				
㊿ 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分		G13				㊿の人数が70人以上の会社は、大会社 (㊿及び㊿は不要)										
		G14				㊿の人数が70人未満の会社は、㊿及び㊿により判定										
㊿ 直前期末の総資産価額 (帳簿価額) 及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分						㊿ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分				会社規模とLの割合 (中会社) の区分						
総資産価額 (帳簿価額)						従業員数				取引金額						
卸売業		小売・サービス業		卸売業、小売・サービス業以外				卸売業		小売・サービス業		卸売業、小売・サービス業以外				
G15	20億円以上	G20	15億円以上	G25	15億円以上	G30	35人超	G35	30億円以上	G40	20億円以上	G45	15億円以上	大会社		
G16	4億円以上 20億円未満	G21	5億円以上 15億円未満	G26	5億円以上 15億円未満	G31	35人超	G36	7億円以上 30億円未満	G41	5億円以上 20億円未満	G46	4億円以上 15億円未満	0.90	中 会 社	
G17	2億円以上 4億円未満	G22	2億5千万円以上 5億円未満	G27	2億5千万円以上 5億円未満	G32	20人超 35人以下	G37	3億5千万円以上 7億円未満	G42	2億5千万円以上 5億円未満	G47	2億円以上 4億円未満	0.75		
G18	7千万円以上 2億円未満	G23	4千万円以上 2億5千万円未満	G28	5千万円以上 2億5千万円未満	G33	5人超 20人以下	G38	2億円以上 3億5千万円未満	G43	6千万円以上 2億5千万円未満	G48	8千万円以上 2億円未満	0.60		
G19	7千万円未満	G24	4千万円未満	G29	5千万円未満	G34	5人以下	G39	2億円未満	G44	6千万円未満	G49	8千万円未満	小会社		
・ 「会社規模とLの割合 (中会社) の区分」欄は、㊿欄の区分 (「総資産価額 (帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分) と㊿欄 (取引金額) の区分とのいずれか上位の区分により判定します。																
判定		G50		中 会 社				G54		小 会 社						
				L の 割 合												
		G51		0.90		G52		0.75		G53		0.60				
4. 増 (減) 資の状況その他評価上の参考事項																
E02																

(令和六年一月一日以降用)



第 2 表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名

※ 1～6の「判定」欄並びに7の判定結果欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

判定要素		判定														
		である	でない													
1. 比準要素数1の会社	判定要素		判定基準	(1) 欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2) 欄のいずれか2以上の判定要素が0												
	(1) 直前期末を基とした判定要素			(2) 直前々期末を基とした判定要素												
	第4表の1(B1)の金額 (円) (銭)	第4表の1(C1)の金額 (円) (銭)	第4表の1(D1)の金額 (円) (銭)	第4表の1(B2)の金額 (円) (銭)	第4表の1(C2)の金額 (円) (銭)	第4表の1(D2)の金額 (円) (銭)										
		0			0											
		G01	該 当	G02	非 該 当											
2. 株式等保有特定会社	判定要素		判定基準	③の割合が												
	① 総資産価額 (第5表の①の金額) (千円)			② 株式等の価額の合計額 (第5表の②の金額) (千円)		③ 株式等保有割合 (② / ①) (%)										
					50%以上である 50%未満である											
		G03	該 当	G04	非 該 当											
3. 土地保有特定会社	判定要素		会社の規模の判定													
	④ 総資産価額 (第5表の①の金額) (千円)	⑤ 土地等の価額の合計額 (第5表の②の金額) (千円)	⑥ 土地保有割合 (⑤ / ④) (%)													
			大会社		中会社	小会社										
			G05	G06	G07											
	判定基準	会社の規模	大会社	中会社	小会社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)											
			卸売業 20億円以上	卸売業 7千万円以上20億円未満												
			小売・サービス業 15億円以上	小売・サービス業 4千万円以上15億円未満												
		上記以外の業種 15億円以上	上記以外の業種 5千万円以上15億円未満													
	⑥の割合	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満											
判定	G08	該 当	G09	非 該 当	G10	該 当	G11	非 該 当	G12	該 当	G13	非 該 当	G14	該 当	G15	非 該 当
4. 開業後3年未満の会社等	判定要素		判定基準	課税時期において開業後3年未満である												
	(1) 開業後3年未満の会社			元号		年 月 日										
			N01													
		G16	該 当		G17		非 該 当									
(2) 比準要素数0の会社	判定要素		判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0												
	第4表の1(B1)の金額 (円) (銭)			第4表の1(C1)の金額 (円) (銭)		第4表の1(D1)の金額 (円) (銭)										
			0													
		G18	該 当		G19		非 該 当									
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		判定											
	G20	該 当	G21	非 該 当	G22	該 当	G23	非 該 当	G24	該 当	G25	非 該 当				
7. 特定の評価会社の判定結果	G26	1. 比準要素数1の会社		G27	2. 株式等保有特定会社											
	G28	3. 土地保有特定会社		G29	4. 開業後3年未満の会社等											
	G30	5. 開業前又は休業中の会社		G31	6. 清算中の会社											
上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。																



第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

会社名	
-----	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 原則	1株当たりの価額の計算の基となる金額	① 類似業種比準価額 (第4表の2の㉑、㉒又は㉓の金額) (円)	② 1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額) (円)	③ 1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の⑫の記載がある場合のその金額) (円)	
	1株当たりの株式の価額の計算	1株当たりの価額の算定方法		1株当たりの価額 (円)	
	大会社の株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額) イ ①の金額 ロ ②の金額		④ C01	
	中会社の株式の価額	(①と②とのいずれか低い方の金額 × Lの割合 0.) + (②の金額 (③の金額があるときは③の金額) × (1 - Lの割合 0.))		⑤ C02	
2. 配当還元方式による価額	小会社の株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額 (③の金額があるときは③の金額) ロ (①の金額 × 0.50) + (イの金額 × 0.50)		⑥ C03	
	株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	⑦ 1株当たりの配当金額 J01	円	
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	⑨ 割当株式1株当たりの払込金額 G01	⑩ 1株当たりの割当株式数 C04	⑪ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 C05	⑧ 修正後の株式の価額 ((④、⑤又は⑥) - ⑦) (円) ⑫ 修正後の株式の価額 (④、⑤又は⑥) + ⑨ × ⑩ (⑧があるときは⑧) + ⑨ × ⑩) (円)
	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	⑬ 直前期末の資本金等の額 (千円) G02	⑭ 直前期末の発行済株式数 (株) G03	⑮ 直前期末の自己株式数 (株) G04	⑯ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑬ ÷ 50円) (株) G06
3. 株式に関する権利の評価	直前期末以前2年間の配当金額 (千円)				
	事業年度	⑰ 年配当金額 G05	⑱ 左のうち非経常的な配当金額 G07	⑲ 差引経常的な年配当金額 (⑱ - ⑰) G09	
	直前期	G05	G07	G09	
	直前々期	G06	G08	G10	
4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	⑲ 1株(50円)当たりの年配当金額 (⑲ ÷ ⑰) J02				
	⑳ 配当還元価額 ((⑲ ÷ 10%) × (⑰ ÷ 50円)) C07	㉑ 配当還元方式による価額 (㉒の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。)		㉒ 配当期待権の価額 (㉑ - ㉒) J05	
	㉓ 1株当たりの予想配当金額 J03	㉔ 源泉徴収されるべき所得税相当額 J04	㉕ 株式の割当てを受ける権利の価額 (㉓ - ㉔) C09		
	㉖ 株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額) G12	㉗ 割当株式1株当たりの払込金額 G13	㉘ 株主となる権利の価額 C10		
㉙ 株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)	㉚の金額 (配当還元方式の場合は㉚の金額) (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉛ 株式無償交付期待権の価額 C11		
㉜ 株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)	㉚の金額 (配当還元方式の場合は㉚の金額)		㉜ 株式に関する権利の評価額 J06		



第 4 表 の 1 類 似 業 種 比 準 価 額 等 の 計 算 明 細 書

会 社 名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算		① 直前期末の 資本金等の額 (千円)		② 直前期末の 発行済株式数 (株)		③ 直前期末の 自己株式数 (株)		④ 1株当たりの 資本金等の額 (①÷(②-③)) (円)		⑤ 1株当たりの資本金等の 額を50円とした場合の発 行済株式数 (①÷50円) (株)			
G01				G02				G03					
直 前 期 末 以 前 2 (3) 年 間 の 年 平 均 配 当 金 額 (千 円)													
事業年度		⑥ 年配当金額		⑦ 左のうち非経 常的な配当金額		⑧ 差引経常的な年配 当金額 (⑥-⑦)		年 平 均 配 当 金 額					
直前期		G04		G07		①		⑨ $(\text{①} + \text{②}) \div 2$					
直前々期		G05		G08		②		⑩ $(\text{③} + \text{④}) \div 2$					
直前々期の 前期		G06		G09		③							
直 前 期 末 以 前 2 (3) 年 間 の 利 益 金 額 (千 円)													
事業年度		⑪ 法人税の 課税所得金額		⑫ 非経常的な 利益金額		⑬ 受取配当等の 益金不算入額		⑭ 左の所得税額		⑮ 損金算入した 繰越欠損金の 控除額		⑯ 差引利益金額 (⑪-⑫+⑬-⑭+⑮)	
直前期		G10		G13		G16		G19		G22		①	
直前々期		G11		G14		G17		G20		G23		②	
直前々期の 前期		G12		G15		G18		G21		G24		③	
1株 (50円) 当 た り の 純 資 産 価 額 (千 円)													
事業年度		⑰ 資本金等の額				⑱ 利益積立金額				⑲ 純資産価額 (⑰+⑱)			
直前期		G25				G27				①			
直前々期		G26				G28				②			
比 準 要 素 数 1 の 会 社 ・ 比 準 要 素 数 0 の 会 社 の 判 定 要 素 の 金 額													
1株 (50円) 当たりの年配当金額の計算				1株 (50円) 当たりの年利益金額の計算				1株 (50円) 当たりの純資産価額の計算					
⑨ ⑤		B1		円		0 銭		$\frac{\text{①}}{\text{⑤}}$ 又は $\frac{(\text{②} + \text{③})}{\text{⑤}} \div 2$		C1		円	
⑩ ⑤		B2		円		0 銭		$\frac{\text{④}}{\text{⑤}}$ 又は $\frac{(\text{⑤} + \text{⑥})}{\text{⑤}} \div 2$		C2		円	
1株 (50円) 当たりの年配当金額 (B1 の 金 額)				1株 (50円) 当たりの年利益金額 [$\frac{\text{①}}{\text{⑤}}$ 又は $\frac{(\text{②} + \text{③})}{\text{⑤}} \div 2$ の金額]				1株 (50円) 当たりの純資産価額 (D1 の 金 額)					
B		J01		円		銭		C G29		円		D G30	



第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）											
資 産 の 部					負 債 の 部						
科 目	相続税評価額 (千円)		帳簿価額 (千円)		備 考	科 目	相続税評価額 (千円)		帳簿価額 (千円)		備 考
E01	G01		G02		E02	E31	G31		G32		E32
E03	G03		G04		E04	E33	G33		G34		E34
E05	G05		G06		E06	E35	G35		G36		E36
E07	G07		G08		E08	E37	G37		G38		E38
E09	G09		G10		E10	E39	G39		G40		E40
E11	G11		G12		E12	E41	G41		G42		E42
E13	G13		G14		E14	E43	G43		G44		E44
E15	G15		G16		E16	E45	G45		G46		E46
E17	G17		G18		E18	E47	G47		G48		E48
E19	G19		G20		E20	E49	G49		G50		E50
E21	G21		G22		E22	E51	G51		G52		E52
E23	G23		G24		E24	E53	G53		G54		E54
E25	G25		G26		E26	E55	G55		G56		E56
E27	G27		G28		E28	E57	G57		G58		E58
E29	G29		G30		E30	E59	G59		G60		E60
合 計	①		②		E61	合 計	③		④		E62
	G61		G62				G63		G64		
	①		②				/	/			
	株式等の価額の合計額		E63								
③		E64									
土地等の価額の合計額		E64									
⑤		⑥		E65	/						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額		E65									

2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算					3. 1株当たりの純資産価額の計算				
⑤ 相続税評価額による純資産価額 (①-③)	G70			千円	⑨ 課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	G74			千円
⑥ 帳簿価額による純資産価額 ((②+(③-⑤))-④)、マイナスの場合は0	G71			千円	⑩ 課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1⑤)-自己株式数	G75			株
⑦ 評価差額に相当する金額 (⑤-⑥)、マイナスの場合は0	G72			千円	⑪ 課税時期現在の1株当たりの 純資産価額(相続税評価額)(⑨÷⑩)	G76			円
⑧ 評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	G73			千円	⑫ 同族株主等の議決権割合(第1表の1 の②の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)	G77			円



第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書（続）

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）（続）															
資 産 の 部						負 債 の 部									
科 目		相続税評価額 (千円)		帳簿価額 (千円)		備 考		科 目		相続税評価額 (千円)		帳簿価額 (千円)		備 考	
E01		G01		G02		E02		E47		G47		G48		E48	
E03		G03		G04		E04		E49		G49		G50		E50	
E05		G05		G06		E06		E51		G51		G52		E52	
E07		G07		G08		E08		E53		G53		G54		E54	
E09		G09		G10		E10		E55		G55		G56		E56	
E11		G11		G12		E12		E57		G57		G58		E58	
E13		G13		G14		E14		E59		G59		G60		E60	
E15		G15		G16		E16		E61		G61		G62		E62	
E17		G17		G18		E18		E63		G63		G64		E64	
E19		G19		G20		E20		E65		G65		G66		E66	
E21		G21		G22		E22		E67		G67		G68		E68	
E23		G23		G24		E24		E69		G69		G70		E70	
E25		G25		G26		E26		E71		G71		G72		E72	
E27		G27		G28		E28		E73		G73		G74		E74	
E29		G29		G30		E30		E75		G75		G76		E76	
E31		G31		G32		E32		E77		G77		G78		E78	
E33		G33		G34		E34		E79		G79		G80		E80	
E35		G35		G36		E36		E81		G81		G82		E82	
E37		G37		G38		E38		E83		G83		G84		E84	
E39		G39		G40		E40		E85		G85		G86		E86	
E41		G41		G42		E42		E87		G87		G88		E88	
E43		G43		G44		E44		E89		G89		G90		E90	
E45		G45		G46		E46		E91		G91		G92		E92	

（令和六年一月一日以降用）



第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 純資産価額方式等に よる 価額の修正	1株当たりの価額の計算の基となる金額	① 類似業種比準価額 (第4表の2の㉖、㉘又は㉚の金額) (円)	② 1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額) (円)	③ 1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の⑫の記載がある場合のその金額) (円)				
	1株当たりの価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等		1株当たりの価額 (円)			
		比準要素数1の会社の株式	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額 (③の金額があるときは③の金額) ロ ①の金額 × 0.25) + (イの金額 × 0.75)		④ C01			
		株式等保有特定会社の株式	(第7表の3の㉗の金額)		⑤ C02			
		土地保有特定会社の株式	(②の金額 (③の金額があるときは③の金額))		⑥ C03			
		開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額 (③の金額があるときは③の金額))		⑦ C04			
開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)		⑧ C05					
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	⑨ 1株当たりの配当金額	J01	円	銭	⑩ 修正後の株式の価額 ((④、⑤、⑥、⑦又は⑧) - ⑨) (円)		
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	⑪ 割当株式1株当たりの払込金額	G01		円	⑭ 修正後の株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧ (⑩があるときは⑩) + ⑪ × ⑫)		
		⑫ 1株当たりの割当株式数	C06		株			
⑬ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数	C07		株	1株 + ⑬ (円)				
2. 配当還元方式による 価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等							
	⑮ 直前期末の資本金等の額 (千円)	⑯ 直前期末の発行済株式数 (株)	⑰ 直前期末の自己株式数 (株)	⑱ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑮ ÷ 50円) (株)	⑲ 1株当たりの資本金等の額 ((⑮ ÷ (⑯ - ⑰)) (円)			
	G02	G03	G04		C08			
	直前期末以前2年間の配当金額 (千円)							
	事業年度	⑳ 年配当金額	㉑ 左のうち非経常的な配当金額	㉒ 差引経常的な年配当金額 (㉑ - ㉑)	㉓ 年平均配当金額 ((㉑ + ㉑) ÷ 2)			
	直前期	G05	G07	㉑ G09	G11			
直前々期	G06	G08	㉑ G10					
㉔ 1株(50円)当たりの年配当金額 (㉑ ÷ ⑮)		J02	円	銭	[この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。]			
㉕ 配当還元価額 ((㉔ ÷ 10%) × (⑲ ÷ 50円))		C09	円	銭	[㉕の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。]			
3. 株式(1.及び2.権利の共通) に関する 権利の価額	配当期待権	㉗ 1株当たりの予想配当金額	㉘ 源泉徴収されるべき所得税相当額	㉙ 配当期待権の価額 (㉗ - ㉘)				
	J03	円	銭	J04	円	銭		
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑳ ⑭の金額 (配当還元方式の場合は㉕の金額)	㉑ 割当株式1株当たりの払込金額		㉒ 株式の割当てを受ける権利の価額 (㉑ - ㉑)			
	G12	円	G13	円	C11	円		
株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑭の金額 (配当還元方式の場合は㉕の金額) (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉓ 株主となる権利の価額					
C12			円					
株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)	⑭の金額 (配当還元方式の場合は㉕の金額)		㉔ 株式無償交付期待権の価額					
C13			円					
4. 株式及び株式に関する 権利の価額 (1.及び2.に共通)	㉕ 株式の評価額	C14	円	銭	㉖ 株式に関する権利の評価額	J06	円	銭



第7表の1 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名

受取配当金等受割合の計算(千円)									
1 S の 金 額 類 似 業 種 比 準 価 額 の 修 正 計 算	事業年度	① 直前期		② 直前々期		合計(①+②)		受取配当金等受割合 (① ÷ (① + ②)) ※少数点以下3位未満切り捨て	
	受取配当金等の額	G01		G03		①		①	G01
	営業利益の金額	G02		G04		②		②	
	③ ① - ② の金額								
	③ 1株(50円)当たりの 年配当金額(第4表の1の③)		④ ③ の金額 (③ × ⑤)		⑤ ③ - ④ の金額 (③ - ④)				
		円	0	銭		円	0	銭	J01
	⑥ ③ - ④ の金額								
	⑥ 1株(50円)当たりの 年利益金額(第4表の1の⑥)		⑦ ⑥ の金額 (⑥ × ⑧)		⑧ ⑥ - ⑦ の金額 (⑥ - ⑦)				
		円			円	G05		円	
	⑨ ⑥ - ⑦ の金額								
	(イ)の金額	⑨ 1株(50円)当たりの純資 産価額(第4表の1の⑨)		⑩ 直前期末の株式等の 帳簿価額の合計額		⑪ 直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		⑫ (イ)の金額 (⑨ × (⑩ ÷ ⑪))	
		円	G06		千円	G07		千円	G08
	(ロ)の金額	⑬ 利益積立金額 (第4表の1の⑬の「直前期」欄の金額)		⑭ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合 の発行済株式数(第4表の1の⑭の株式数)		⑮ (ロ)の金額 (⑬ ÷ ⑭) × ⑯			
				千円			株	G09	円
	⑯ ⑨ の金額 (⑫ + ⑬)		⑰ ⑨ - ⑭ の金額 (⑨ - ⑭)		(注) 1 ⑯の割合は、1を上限とします。 2 ⑰の金額は、⑨の金額(⑨の金額)を上限とします。				
		円	G10		円				

(令和六年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)



第7表の2 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名	
-----	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1株の金額(続)	類似業種											業種目番号	G01		
		類似業種の株価														
		課税時期の属する月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	前年平均株価			課税時期の属する月以前2年間の平均株価			A (㊸、㊹、㊺、㊻及び㊼のうち最も低いもの)					
			月	月	月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		㊸	円	㊹	円	㊺	円	㊻	円	㊼	円	㊽	円	㊾	G02	円
		区分	1株(50円)当たりの年配当金額			1株(50円)当たりの年利益金額			1株(50円)当たりの純資産価額			1株(50円)当たりの比準価額				
		評会価社	第7表の1の[㊿]	J01	円	0	銭	第7表の1の[㊿]	G03	円	第7表の1の[㊿]	G05	円	※ ㊿ × ㊿ × 0.7		
		類似業種	B	J02	円	0	銭	C	G04	円	D	G06	円	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。		
		要素別比準割合	[㊿]	.			[㊿]	.			[㊿]	.				
		比準割合	$\frac{[㊿]}{B} + \frac{[㊿]}{C} + \frac{[㊿]}{D} =$									㊿	C01	円 0 銭		
類似業種											業種目番号	G07				
類似業種の株価																
課税時期の属する月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	前年平均株価			課税時期の属する月以前2年間の平均株価			A (㊿、㊿、㊿、㊿及び㊿のうち最も低いもの)							
	月	月	月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
㊿	円	㊿	円	㊿	円	㊿	円	㊿	円	㊿	G08	円	円			
区分	1株(50円)当たりの年配当金額			1株(50円)当たりの年利益金額			1株(50円)当たりの純資産価額			1株(50円)当たりの比準価額						
評会価社	第7表の1の[㊿]	J04	円	0	銭	第7表の1の[㊿]	G09	円	第7表の1の[㊿]	G11	円	※ ㊿ × ㊿ × 0.7				
類似業種	B	J05	円	0	銭	C	G10	円	D	G12	円	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。				
要素別比準割合	[㊿]	.			[㊿]	.			[㊿]	.						
比準割合	$\frac{[㊿]}{B} + \frac{[㊿]}{C} + \frac{[㊿]}{D} =$									㊿	C02	円 0 銭				
1株当たりの比準価額		比準価額 (㊿と㊿とのいずれか低い方の金額) × $\frac{\text{第4表の1の㊿の金額}}{50\text{円}}$										比準価額 (円)				
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	1株当たりの配当金額			㊿	J07	円	銭	修正比準価額 (㊿-㊿)			(円)				
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	割当株式1株当たりの払込金額			㊿	J08	円	銭	修正比準価額 (㊿(㊿)があるときは㊿) + ㊿ × ㊿			1株 + ㊿ (円)				
		1株当たりの割当株式数			㊿	C05	株									
		1株当たりの割当株式数又は交付株式数			㊿	C06	株									

(令和六年一月一日以降用)



第7表の3 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)

会社名	
-----	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	純資産価額の修正	① 相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額) (千円)	② 課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額) (千円)	③ 差引(①-②) (千円)	(令和六年一月一日以降用)	
		④ 帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額) (千円)	⑤ 株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の㊸+㊹-㊺)の金額(注) (千円)	⑥ 差引(④-⑤) (千円)		
		⑦ 評価差額に相当する金額 (③-⑥) (千円)	⑧ 評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%) (千円)	⑨ 課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額)(③-⑧) (千円)		
		⑩ 課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数) (株)	⑪ 課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額)(⑨÷⑩) (円)	(注) 第5表の㊸及び㊹の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。		
		1株当たりのS ₁ の金額の計算の基となる金額		⑫ 修正後の類似業種準価額 (第7表の2の㊻、㊼又は㊽の金額) (円)		⑬ 修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額)(⑩の金額) (円)
		1株当たりのS ₁ の金額の算定方法		1株当たりのS ₁ の金額 (円)		
		区分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法			1株当たりのS ₁ の金額 (円)
		比率要素数1である会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額×0.25)+(⑬の金額×0.75)			⑭ C04
		大会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額(⑬の記載がないときは⑫の金額) イ ⑫の金額 ロ ⑬の金額			⑮ C05
		中会社のS ₁ の金額	$(\text{⑫と⑬とのいずれか低い方の金額} \times 0.\text{Lの割合}) + (\text{⑬の金額} \times (1 - \text{Lの割合}))$			⑯ C06
小会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額×0.50)+(⑬の金額×0.50)		⑰ C07			
S ₂ の金額	⑱ 課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額) (千円)	⑲ 株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の㊸+㊹-㊺)の金額(注) (千円)	⑳ 株式等に係る評価差額に相当する金額 (⑱-⑲) (千円)	㉑ ㉑の評価差額に対する法人税額等相当額 (⑳×37%) (千円)		
	㉒ S ₂ の純資産価額相当額 (⑱-㉑) (千円)	㉓ 課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数) (株)	㉔ S ₂ の金額 (㉒÷㉓) (円)	(注) 第5表の㊸及び㊹の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。		
	3. 株式等保有特定会社の株式の価額		㉕ 1株当たりの純資産価額(第5表の⑩の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額)) (円)	㉖ S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰+㉔) (円)	㉗ 株式等保有特定会社の株式の価額 (㉕と㉖とのいずれか低い方の金額) (円)	